

目次

(1) 補助金全般について.....	2
(2) 建物について.....	3
(3) 申請書・実績報告書について.....	4
(4) 領収書について.....	5
(5) 計画変更（中止）申請書について.....	5
(6) 納税証明書について.....	6
(7) 太陽光発電設備について.....	6
(8) その他.....	7

日頃からお問い合わせの多い質問について、掲載しております。手続きを行う上での参考にしてください。

その他ご不明な点があれば、環境創造政策課 温暖化対策係（電話048-829-1324）までお問い合わせください。

よくある質問（「スマートホーム推進・創って減らす」機器設置補助金）

（１）補助金全般について

No	質問	回答
1	既に工事を終えてしまいましたが、今から補助制度を利用できますか。	工事完了日が、平成30年3月16日（金）から平成31年3月15日（金）までの期間内であれば、工事終了後の申請も受け付けております。但し、受付期限は平成31年1月31日（木）までとなります。
2	中古品でも補助対象となりますか。	未使用品のみが、補助対象となります。
3	申請者は、さいたま市税に滞納があり、現在分割納付中ですが補助対象者となりますか。	本制度では、申請日時点でさいたま市税に滞納がないことが条件となりますので、分割納付中の申請者は補助対象者とはなりません。
4	申請書類は、どこで入手できますか。	さいたま市役所環境創造政策課窓口（さいたま市浦和区常盤6-4-4）で配布しているほか、各区役所情報公開コーナーにもございます。 また、ホームページからのダウンロードも可能です。 http://www.city.saitama.jp/001/009/015/002/p017068.html
5	家族が、市税を滞納していますが補助金申請はできますか。	申請者本人が、市税に滞納がないことを条件としております。申請者以外の方は含まれません。
6	国や県の補助制度と併用することは可能ですか。	国や県の補助制度に特段の規定がなければ、補助金の併用は可能です。
7	いつまで補助金申請を受付してもらえるのでしょうか。	平成30年度の受付期間は、平成30年4月23日（月）から平成31年1月31日（木）までとなります。但し、予算がなくなり次第、受付を終了します。
8	予算残額が100万円を下回り抽選となった場合、どのぐらいの期間提出を受け付けますか。	当該日を含めて10日間（土日・祝日及び12月29日～1月3日を含めない）受付し、提出のあった申請書の中から、抽選により受理する申請書を決定します。なお、予算残額が100万円を下回った時点で、市ホームページにて公表します。
9	予算がなくなった場合、追加募集はありますか。	予算がなくなり次第終了となります。追加募集はありません。
10	法人名義で省エネ対策の契約書を交わしましたが、対象になりますか。	申請者（個人）が、省エネ対策の契約書を交わしているものが対象となります。 （管理組合による高遮熱塗装の申請を除きます。）
11	給湯器（エコジョーズ）は、補助対象となりますか。	給湯器（エコジョーズ）は、補助対象となりません。家庭用燃料電池（エネファーム）は補助対象としております。
12	リース契約は、補助金の対象となりますか。	リース契約は、補助金の対象となりません。必ず代金を支払い、申請者に所有権があるものが対象となります。

よくある質問（「スマートホーム推進・創って減らす」機器設置補助金）

（２）建物について

1	共有名義の住宅に、省エネ対策を実施する場合、同意書は必要ですか。	同意書は必要ありませんが、必ず共有者から省エネ対策を実施することへの同意を得てください。なお、設置に関するトラブルについて、市は一切関与しません。
2	店舗併用住宅ですが、補助金を申請できますか。	おもに、住宅として使用するものであれば、店舗併用住宅でも申請できます。但し、法人名での申請は、できません。
3	住宅でなく、事務所として使用している建物に省エネ対策を実施するのですが、補助対象となりますか。	この補助金は、住宅向けの補助制度となりますので、事務所は補助対象となりません。
4	省エネ対策設備が設置された建売住宅を購入したのですが、補助金は申請できますか。	対象設備未使用証明書（様式1号の3）を添付することで、補助対象となります。但し、新築住宅に限ります。 ※対象設備未使用証明書（様式1号の3）は、設備付きの建売住宅を購入する場合のみ添付が必要です。
5	建売住宅に、追加で省エネ対策を実施したのですが、新築・既築どちらになりますか。なお、省エネ対策を実施時には、居住しておりません。	建売住宅が、一度も居住の用に供していないのであれば新築となります。
6	申請者は、単身赴任であり、家族が省エネ対策を実施する建物に住んでおります。申請者名義の住宅ですが、補助金を申請できますか。	自らが居住する住宅に省エネ対策を実施する場合を対象としていますので、申請者が居住していることが条件となります。
7	市外の住宅に、省エネ対策を実施しますが、補助金は申請できますか。	市外の住宅は、補助金の対象としておりません。
8	申請者は居住していませんが、所有する住宅に省エネ対策を実施する場合、補助対象となりますか。	申請者が居住していない住宅は、補助対象となりません。
9	他人名義の住宅に居住していますが、省エネ対策を実施する場合、補助対象となりますか。	他人名義の住宅でも申請できます。但し、所有者から省エネ対策を実施することへの同意を得てください。
10	高遮熱塗装を、屋根と外壁に施工する予定ですが、補助金は申請できますか。	高遮熱塗装は、既築住宅の屋根又は屋上に行くものを補助対象としております。下屋根も含まれますが、外壁は補助対象外となります。
11	未登記の住宅なので、登記事項証明書の添付ができません。どうすればよいですか。	未登記の住宅の場合は、評価証明書または公租証明書（いずれも平成30年度）の添付をお願いします。各区役所課税課窓口で取得できます。
12	登記事項証明書は、土地と家屋の両方が必要ですか。	建物の登記事項証明書のみが必要です。 ※証明書の日付が、申請日から1年以内のもの

よくある質問（「スマートホーム推進・創って減らす」機器設置補助金）

（3）申請書・実績報告書について

1	既に、省エネ対策の工事を終わっていますが、「交付申請書」と「実績報告書」を、同時に提出してもよいですか。	同時に提出はできません。必ず「交付申請書」提出後、交付決定通知書が届いてから「実績報告書」を提出してください。
2	補助金の振込先は、本人以外の口座を指定できますか。	振込口座は、申請者本人名義の口座に限ります。
3	申請書を提出したいのですが、区役所でも受付できますか。	区役所では受付できません。 さいたま市役所環境創造政策課窓口（さいたま市浦和区常盤6-4-4）で受付しております。
4	申請者本人でなくても、申請書を受付してもらえますか。	申請者本人でなくても、本人から依頼された方（ご家族や事業者）であれば代行して受付はできます。しかし、申請行為は本人に帰属するものなので、書類の修正等はできませんのでご注意ください。また、交付決定通知等書類は、申請者本人宛に送付します。
5	仕事の都合で、平日市役所にいけないのですが、郵送でも受け付けてもらえますか。	郵送でも受付しております。ただし、簡易書留など市役所に到達した事実がわかる方法で送付してください。
6	郵送で送る場合、当日消印の日付で受付してもらえますか。	さいたま市役所環境創造政策課窓口（さいたま市浦和区常盤6-4-4）に到達した日付で受付をします。
7	申請書の受付の後、受理されたか否か確認する方法はありますか。	補助金交付決定通知書または、補助金不交付決定通知書を、申請者本人宛てに郵送しますのでご確認ください。 恐れ入りますが、事業者からの問い合わせはご遠慮いただいております。
8	未だ事業者と省エネ対策に係る契約書を交わしていませんが、申請はできますか。	省エネ対策に係る契約書（写し）は、申請書の添付書類として必須となります。
9	交付決定通知書が届きましたが、補助金の振込はいつですか。	交付決定通知書が届いたら、次に実績報告書の提出が必要です。申請手続きを事業者の方に代行した場合は、お手数ですが事業者の方に連絡してください。
10	申請書類に不足等があった場合は、どうなりますか。	申請者本人、又は代行申請者の方に、後日連絡しますので、すみやかに不足書類の提出をお願いします。
11	申請書類の誤字訂正に、修正液を用いても良いですか。	修正液は、使用できません。訂正箇所に二重線を引いた後、同一の印鑑で訂正印を押印してください。
12	消せるボールペン（フリクションペン）で書類を記載しましたが、受付してもらえますか。	消せるボールペン（フリクションペン）では受付できません。黒または青のボールペンで記載ください。

よくある質問（「スマートホーム推進・創って減らす」機器設置補助金）

（４）領収書について

1	クレジット払いなので、領収書の添付ができません。	申請者が、省エネ対策に係る費用全額を支払ったことを確認しております。代理受領証明書などの確認書類を提出してもらう必要があります。事業者の方から、確認書類の発行を依頼してください。
2	太陽光発電設備に係る単独の領収書はありません。ほかの工事と合算された領収書を提出できますか。	他の工事と合算された領収書のほかに、領収書内訳書の添付をお願いします。または、領収書の但し書きとして、「太陽光発電設備に係る工事代金●●●万円を含む」等と記載してください。
3	領収書の宛名が、連名となっています。このままで良いですか。	申請者が、省エネ対策に係る費用全額を支払ったことを確認しております。領収書の但し書きとして、「太陽光発電設備に係る工事代金●●●万円は、〇〇〇〇様から領収しております」等と記載してください。
4	領収書の宛名が、苗字のみとなっています。このままで良いですか。	申請者のフルネームが記載された領収書の提出をお願いします。
5	工事代金は、分割払いとなっており、全額支払っておりません。一部代金の領収書で提出できますか。	申請者が、省エネ対策に係る費用全額を支払ったことを確認しております。一部代金では、受け付けられません。

（５）計画変更（中止）申請書について

1	太陽光発電のパネル枚数を変更することになったので、計画変更申請書のほか、どんな書類が必要ですか。	計画変更がわかる工事変更契約書、見積書、パネルのレイアウト図を計画変更申請書に添付してください。
2	太陽光発電の交付決定を受けていますが、追加でHEMS機器を設置するので、計画変更を申請してもよいですか。	省エネ対策の追加および補助金交付額を増額することはできません。追加で省エネ対策を実施する場合、新たな申請書を提出してください。
3	実績報告書の提出期限までに、工事完了できなくなりましたが、どうすればよいですか。	すみやかに、補助金交付変更（中止）承認申請書に、理由を記載して提出してください。

よくある質問（「スマートホーム推進・創って減らす」機器設置補助金）

（6）納税証明書について

1	納税証明書は、どこで取得できますか。	窓口で請求する場合、区役所の課税課・支所・市民の窓口となります。本人確認書類のほか、1通につき300円の手数料がかかります。
2	納税証明書を、本人以外が取得する場合、委任状が必要ですか。	同居の親族に限り、委任状は不要です。それ以外の方は、委任状が必要です。 また、代理人の本人確認書類も必要となります。
3	支所・市民の窓口で納税証明書を取得できますか。	支所・市民の窓口で納税証明書を取得できます。取扱い時間については、直接ご確認ください。
4	平成29年度の市民税は非課税でした。市民税を支払っていないと、補助金申請はできませんか。	非課税の方も申請できます。その場合、平成29年度の市民税非課税証明書をご提出ください。
5	平成29年の市民税は非課税ですが、その場合は固定資産税の納税証明書が必要になりますか。	平成30年度の補助金申請書類には、平成29年度の市民税の納税証明書もしくは非課税証明書が必要書類となります。 固定資産税の納税証明書は不要です。
6	申請日時点で、さいたま市外に在住しており、さいたま市以外から課税されていました。納税証明書や非課税証明書の提出は必要ですか。	平成29年1月1日時点でさいたま市外に在住していた方は、さいたま市から課税されていないため、納税証明書や非課税証明書の提出は不要です。
7	平成29年度の市民税について、申告をしておらず、納税証明書もしくは非課税証明書を取得できません。どうすれば良いですか。	未申告の方は、お住まいの各区役所課税課にて申告手続きを行った後、平成29年度の市民税の納税証明書もしくは非課税証明書をご提出ください。 申告の手続き等については、各区役所課税課にお問い合わせください。

（7）太陽光発電設備について

1	太陽光発電設備の工事完了日はいつになりますか。	電力会社との連系工事が終了した日をもって、工事完了日としております。 ※購入電力量のお知らせにある買取起算日
2	太陽光発電設備の商品型式は、何を記載すれば良いですか。	太陽電池モジュールの型番を記載してください。複数種類あれば、すべて記載してください。
3	太陽光パネルの設置状況を示すカラー写真で1枚の写真に全てのパネルを写すことができない場合は、どうすれば良いですか。	太陽光パネルの設置状況を示すカラー写真は複数枚に分けて撮影してください。

よくある質問（「スマートホーム推進・創って減らす」機器設置補助金）

4	<p>専用のウェブサイト「購入実績のお知らせサービス」を利用しているため、紙の「購入電力量のお知らせ」を提出できません。</p>	<p>「購入実績お知らせサービス」をご利用の方は、発電者情報及び発電設備情報が確認できる、「購入実績お知らせサービス ～購入電力量のお知らせ～」をプリントアウトして提出してください。</p> <p>プリンターがない場合は、画面の写真（発電者情報及び発電設備情報が読み取れるもの）でも可とします。</p>
5	<p>専用のウェブサイト「購入実績お知らせサービス」が利用できないうえに、電力受給契約をWEB上で申し込んだため、「電力受給契約申込書（お客様控え）」を提出できません。代わりとなる書類はありますか。</p>	<p>「購入電力量のお知らせ」または「電力受給契約申込書（お客様控え）」の代わりに、以下のどちらかの書類を提出することができます。</p> <p>(1)「受給契約の申込み」の「申込登録完了画面」をスクリーンショットなどの方法で印刷したもので、<u>名前、住所、出力、申込番号</u>が確認できるもの。</p> <p>(2)東京電力パワーグリッドより「接続契約締結完了のお知らせ」を受信後、「申込詳細情報表示」画面に格納されている「接続契約のご案内」を印刷したもので、<u>名前、住所、出力、申込番号</u>が確認できるもの。</p> <p>※期限内に提出可能であれば、(1)または(2)の添付書類として、以下の書類を提出してください。</p> <p>「受給契約申込受付サービス」からの「【需給契約申込受付】系統連系完了のお知らせ」メール本文を印刷したもので、<u>申込番号、系統連系日</u>が確認できるもの。</p>

（8）その他

1	<p>平成 29・30 年度ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス支援事業（ZEH）を申請していますが、補助額（国）に含めますか。</p>	<p>左記支援事業は、住宅1棟に対しての補助制度となっているので、補助額（国）に含めないでください。</p>
2	<p>蓄電容量 1kWhあたり 2.5万円とありますが、1.4kWhの場合、小数点以下は切り捨てて計算しますか。</p>	<p>蓄電容量は、小数点以下を切り捨てずに計算してください。1.4kWhの場合 35,000円です。 (25,000×1.4=35,000円)</p>
3	<p>塗装面積 1㎡あたり 400円とありますが、71.5㎡の場合、小数点以下は切り捨てて計算しますか。</p>	<p>塗装面積は、小数点以下を切り捨てずに計算してください。なお、補助金額は千円未満切り捨てとなります。71.5㎡の場合、28,000円です。 (400円×71.5=28,600円≒28,000円)</p>